

EUにおける企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)の概要

2023年1月、EUにおいて、企業のサステナビリティ情報開示に関する新たな指令として、企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive、以下「CSRD」という。)が発効された。

これまでEUでは、2018年以降、非財務情報開示指令(Non-Financial Reporting Directive、以下「NFRD」という。)に基づき、サステナビリティ情報開示が従業員500人超の企業に対して要請されてきた。しかし、NFRDの枠組みでは開示企業も限定的な上に、開示企業においても情報量が不十分、あるいは信頼性や比較可能性が不十分な状況が指摘されてきた。こうした課題に対処するため、NFRDの内容を更新・強化した法規制として2021年4月にCSRD案を公表し、EU理事会と欧州議会との協議の末、このたびの最終化に至った。CSRDは、「指令(Directive)」という位置付けであり、今後各EU加盟国で同様の趣旨の法規制を一定期間内に定めることとなる。

■CSRDのポイント

CSRDの内容のポイントとしては、下記の4点が挙げられる。

1. 全ての大企業及び上場企業が対象(加えて、一部のEU域外企業も対象)
2. サステナビリティ情報をマネジメントレポートの中で開示することを義務化
3. EUサステナビリティ報告基準に準拠した開示を義務化
4. サステナビリティ情報及び開示プロセスの保証を義務化

この4点について、以下で説明する。

なお、2021年に公表されたCSRD提案については、以前、日本公認会計士協会のウェブサイトで公表した「【Global Sustainability Insights】Vol. 1 EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive提案についての概要」*1にまとめている。本稿は、当該レポートをベースに、更新内容を反映させて再編集したものである。2021年の提案内容から大きな更新となっているのは、上記1.の適用対象である。適用対象に一部のEU域外企業が含まれたことが、日本企業にとっても大きく影響するところである。

*1 鶴野智子, 森洋一. “【Global Sustainability Insights】Vol.1 EUにおけるCorporate Sustainability Reporting Directive 提案についての概要”. 2021
https://jicpa.or.jp/specialized_field/ITI/files/0-0-0-2v1-20211122.pdf

1

対象企業

NFRDでは従業員500人超の企業が適用対象となっていたが、CSRDでは対象範囲を拡大し、全ての大企業^{※2}、及びEU規制市場に上場する全ての企業(ただし上場零細企業を除く。)が適用対象となる。したがって、日系企業であっても、EU規制市場に上場している場合や、EUに拠点を置く子会社が大企業に該当する場合^{※3}等は適用対象となる。

さらに、EU域外の企業のうち、以下の要件を満たす企業に対しては、サステナビリティに関する連結レベルでの情報の開示を求める。

- EUにおける純売上高が直近の2年間のいずれの期でも150百万ユーロ超であり、かつ、
- EUに以下の要件を満たす子会社又は支社を持つEU域外の企業
 - ▶ EU域内の子会社が**大企業**又は**上場企業**(ただし上場零細企業を除く。)の場合
 - ▶ EU域内の支社の前年の純売上高が**40百万ユーロ超**の場合

2

開示媒体

サステナビリティ情報の開示箇所については、NFRDではマネジメントレポートの中での開示を原則としつつ、開示箇所をマネジメントレポートの中で示す場合には、マネジメントレポート以外で開示することも認められていたが、CSRDでは、サステナビリティ情報をマネジメントレポートの中で開示することを義務化し、その他の媒体での開示を認めないこととした。なお、EUにおけるマネジメントレポートとは、財務報告書と共に財務年次報告書による法定開示の構成要素である。

さらに、マネジメントレポートで開示されるサステナビリティ情報は、デジタル形式で開示し、情報をマークアップ(タグ付け)することが求められる。マークアップされた情報は、EUが創設を検討している企業の財務・サステナビリティ情報のプラットフォーム「European Single Access Point(ESAP)」に集約される予定である。

※2 EUでは以下の3つの要件のうち、2つの要件を満たす事業体を大企業と定義する。

①貸借対照表合計:20百万ユーロ超 ②純売上高:40百万ユーロ超 ③会計年度中の平均従業員数:250人超

※3 ただし、EU域外の親会社が、EU域内の子会社も含むサステナビリティ報告を行っており、かつ、当該報告がEUサステナビリティ報告基準又はそれと同等の基準により作成されている場合には、EU域内の子会社はサステナビリティ報告を免除される。

3 開示情報の内容

(1) ダブルマテリアリティ適用の明確化

開示すべき要素の検討の際に重要となるマテリアリティの視点については、CSRDではダブルマテリアリティの考え方をとり、①企業に影響を与えるサステナビリティ要素と②企業が人々や環境に与えるインパクトの両面から開示を行うことを求める。NFRDにおいてもこの考え方をとっていたものの、曖昧な表現であったため、適切に対応していない企業も散見された。そこでCSRDでは、ダブルマテリアリティの考え方を明確化し、各マテリアリティの視点でそれぞれ検討し、どちらか一方の視点で重要とされた項目は開示対象となるということを示している^{※4}。

(2) 詳細な開示項目に関する規定

開示項目については、NFRDでは詳細な内容まで規定していなかったが、CSRDでは、開示項目をより詳細に規定し、大企業・上場企業が開示すべき情報を以下のとおり定めている^{※5}。上述のとおり、ダブルマテリアリティの考え方を基礎としていることから、サステナビリティ関連のインパクトの開示も求めている点が、特徴として挙げられる。

- ビジネスモデルと戦略^{※6}
- サステナビリティに関する目標(期限設定付き)
- 経営主体、監督主体(機関)等におけるサステナビリティに関する役割
(必要な専門知識と技能を含む)
- サステナビリティに関する企業の方針
- 経営主体、監督主体(機関)の構成員に付されるサステナビリティに関連したインセンティブ
- デューデリジェンス・プロセス、事業及びバリューチェーンにおけるインパクト及び負のインパクトの防止・緩和等のための行動と結果
- サステナビリティ事項に関する主要なリスク
- 指標

※4 IFRS財団の下に設置された国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)において開発中のサステナビリティ関連財務情報開示に関する基準は、シングルマテリアリティの考え方を基礎としているため、CSRDの方が開示の範囲が広い。

※5 SMEやEU域外企業は、一部要件が緩和されている。

※6 ここには、以下の内容が含まれる。

- ・ビジネスモデルと戦略のサステナビリティリスクに対するレジリエンス
- ・サステナビリティに関する機会
- ・ビジネスモデルと戦略がパリ協定の1.5°C目標等と整合するための事業計画
- ・ビジネスモデルと戦略におけるステークホルダーの利益とサステナビリティに関する事項へのインパクトの考慮
- ・サステナビリティに関する戦略の実行方法

(3) EUサステナビリティ報告基準

さらに、上述の開示要件に関する報告事項を明確に定めるために、CSRDでは、EU独自のサステナビリティ報告基準 (ESRS: European Sustainability Reporting Standard) に基づく開示を求めている。

ESRSは、2段階アプローチで策定されることとなっており、まずは2023年6月30日までに基本的な情報開示の基準の策定が予定されている。当該基準の原案は、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の下に設置されたサステナビリティ報告委員会 (SRB: Sustainability Reporting Board) にて検討され、2022年11月に欧州委員会に提出されたところであり (図表1)、今後、欧州委員会にて最終化される。続いて、第2段階として、2024年6月30日までに補足的な情報やセクター特有の情報開示に関する基準を策定する予定である。

図表1 EFRAGが欧州委員会に提出したESRS案

全般	ESRS 1: 全般的要求事項 ESRS 2: 全般的開示
環境	E1: 気候変動 E2: 汚染 E3: 水及び海洋資源 E4: 生物多様性と生態系 E5: 資源利用及び循環型経済
社会	S1: 自社の従業員 S2: バリューチェーンにおける労働者 S3: 影響を受けるコミュニティ S4: 消費者と最終利用者
ガバナンス	G1: 企業行動

出典:筆者作成

(4) EU域外企業用サステナビリティ報告基準

EU域外企業向けには、別途、EU域外企業用サステナビリティ報告基準が2024年6月30日までに採択されることも定められている。EU域外企業は、このEU域外企業用サステナビリティ報告基準を利用するか、若しくは上述のESRSやそれと同等と認められた基準^{※7}に基づき開示することとなる。

※7 同等性評価では、少なくとも①ESGに関する情報の開示要請と②サステナビリティ要素に対するインパクト及びサステナビリティ要素の企業への影響の理解に必要な情報の開示要請の2点が評価される。

4 サステナビリティ開示に関する保証

(1) 保証レベルの段階的引上げの検討

CSRDでは、サステナビリティ情報に対して、法定監査人又は監査法人（以下「法定監査人等」という。）による保証の提供を義務付けている。ただし、サステナビリティ開示の保証に関しては、特に将来の見通しや定性的な開示に関する合理的な保証の実施方法について、現時点では合意された基準がなく、期待ギャップが生じるおそれがある。そこで、サステナビリティ情報に求める保証レベルは段階的に高めることが望ましいとの認識に立ち、まずは限定的保証を求めることとした。欧州委員会は、2026年10月1日までに限定的保証に関する基準を採用する^{※8}。

そして、より厳格な保証要件である合理的保証に引き上げるかどうかを評価した上で、引上げが妥当であるという結論が導き出された場合には、2028年10月1日までに合理的保証に関する保証基準を採用し、サステナビリティ情報の保証レベルを合理的保証に引き上げる期日を定めていく。

限定的な保証に基づく保証には、①サステナビリティ報告のESRSへの準拠、②企業の開示情報の特定プロセス、③会計指令第29d条で定めるマークアップに関する要求事項への準拠、④タクソノミー規則第8条の開示要件への準拠^{※9}が含まれる^{※10}。

(2) 保証提供者

サステナビリティ開示の保証は、法定監査人等により実施されることを義務としつつ、EU加盟国において、財務諸表監査を実施する法定監査人等とは異なる法定監査人等や独立保証サービスプロバイダーにも保証提供者の範囲を拡大することが許容される。当該独立保証サービスプロバイダーは、品質保証システムや職業倫理等を含む監査指令が求める要件と同等の内容を満たす必要がある。

サステナビリティ開示に対する保証業務に関与する者は、サステナビリティ関連の内容を含む試験^{※11}と8か月の実務研修を受けなければならないことも求めている^{※12}。

(3) EU域外企業に対する保証の要件

EU域外の国又はEU加盟国の法律に基づくサステナビリティ開示の保証を付さなければならない。もし保証を付せない場合には、その旨を文書として発行しなければならない。

※8 欧州委員会が限定的保証に関する基準を策定するまでは、各国の基準等を適用してもよい。

※9 タクソノミー規則第8条では、サステナブルな経済活動に関する情報開示（売上高、資本的支出（CapEx）、営業費用（OpEx）の割合等）について定める。

※10 この点について、CSRD原文では、監査指令第34条第1項に追加する条項として以下のとおり記載している。

“(aa) where applicable, express an opinion based on a limited assurance engagement as regards the compliance of the sustainability reporting with the requirements of this Directive, including the compliance of the sustainability reporting with the sustainability reporting standards adopted pursuant to Article 29b or Article 29c, the process carried out by the undertaking to identify the information reported pursuant to those sustainability reporting standards, and the compliance with the requirement to mark up sustainability reporting in accordance with Article 29d, and as regards the compliance with the reporting requirements provided for in Article 8 of Regulation (EU) 2020/852”

※11 試験には、少なくとも、サステナビリティ報告基準やサステナビリティ開示の保証に関する基準の内容やサステナビリティ分析及びサステナビリティの事項に関するデューディリジェンス・プロセスを含むことが定められている。

※12 2025年までに資格を取得した法定監査人は免除規定が別途定められている。

5

適用開始のスケジュール

CSRDは、2024年1月以降に段階的に適用が開始される。具体的な適用開始のスケジュールの概要は以下のとおりである。

2024年1月1日以後開始する事業年度より適用: NFRDの適用対象企業

2025年1月1日以後開始する事業年度より適用: NFRDの適用対象外の大企業

2026年1月1日以後開始する事業年度より適用: 上場中小企業

2028年1月1日以後開始する事業年度より適用: EU域外企業

(執筆者)

日本公認会計士協会 研究員

公認会計士 鶴野 智子



日本公認会計士協会

業務本部 企業情報開示グループ

102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

☎ TEL:03-3515-1138 ☎ FAX:03-3515-1167

<https://jicpa.or.jp>